

①令和2年特(わ)第858号 令和2年3月31日公訴提起 同月13日勾留

②令和2年特(わ)第1327号 令和2年6月15日公訴提起 同年5月28日勾留

(刑事第13部係属)

勾 留 執 行 停 止 決 定

被告人 相嶋 静夫

昭和23年11月30日生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年10月8日、主任弁護人小林貴樹、弁護人高田剛、同鄭一志、同河村尚及び同瀬川慶から勾留執行停止の申立てがあったので、検察官の意見を聴いた上、令和2年10月16日午前8時から同日午後4時まで勾留の執行を停止する。

釈放後は、次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは本決定を取り消されることがある。

指 定 条 件

- 1 被告人は、[REDACTED] 医院（東京都 [REDACTED] 号）に在所しなければならない。
- 2 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 3 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があるときは、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。）。
- 4 被告人は、本件事件関係者に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない。
- 5 被告人は、刑事収容施設からの往復に際しては、弁護人河村尚が同道することを拒否してはならない。
- 6 被告人は、勾留執行停止期間中、上記5記載の弁護人及び被告人の妻である相嶋 [REDACTED] の監督に従わなければならない。

令和2年10月9日

東京地方裁判所刑事第14部



裁判官 岡田佳子



これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 齋藤政之

